

農地法改正の具体的な内容について、前回（農地法改正の主な5項目内：①として、農地の貸借規制が緩和などをお知らせしています。）よりお知らせしておりますが、今回は遊休農地について説明いたします。

## 耕作しないでいると… 遊休農地に対する指導が強化されました！

- 遊休農地対策が強化され、すべての遊休農地が指導対象に。
- 農業委員会が年1回農地の利用状況の調査を実施します。（法で義務化）
- 遊休農地の所有者等に対しては、農業委員会が指導・勧告などを行います。



### そこで遊休農地とは・・・

過去1年以上の間（実質的には2年以上）不作（耕作していないこと）付けの状態となってる農地ことをいいます。

### 所有者が判明しない遊休農地の利用を図る措置

○遊休農地の所有者を、過失がなく通知することができない場合 → 農業委員会 は、その農地が遊休農地である旨を公告

○公告された遊休農地を利用する権利の設定を希望する農地保有合理化法人などは、公告から6か月以内に都道府県知事に対し、裁定を申請

○都道府県知事は、その遊休農地を申請者が利用することが農業上の利用の増進のために必要かつ適当であると認めるときは、都道府県農業会議の意見を聴いて、遊休農地を利用する権利を設定すべき旨を裁定

○都道府県知事が裁定したときは、その旨を申請者に通知し、これを公告 → ・公告があったとき、申請者は遊休農地を利用する権利を取得・申請者は権利の始期までに遊休農地の所有者のために補償金を供託

所有者が不明の場合

公告

### 法改正による遊休農地対策は…

遊休農地対策は、これまで農業経営基盤強化促進法で要活用農地に対して行われることとしていましたが、農地法の改正で、今後は農地法の仕組とし、すべての遊休農地を対象として次の措置をとることになりました。

#### 遊休農地を有効活用する対策の仕組み

農業委員会が、管内(町内)の農地が適正に利用されているか調査します。

農業委員会が所有者等に対して、農地をきちんと利用するよう指導します。

#### 指導対象農地

- ① 1年以上にわたって耕作されておらず、今後も耕作されないと見込まれる農地
- ② 周辺の農地と比べて低利用となってる農地

#### 指導に従わないとき

農業委員会が遊休農地であることを通知します。

所有者等が農地をきちんと利用することを具体的に示した計画書を提出します。

#### 計画書が不適切な場合等

農業委員会が所有者に対して、誰かに貸すなど必要な措置をとるよう勧告します。

#### 勧告に従わない場合

指導対象農地のうち①については、農業委員会が遊休農地を利用したい者に利用できるように協議を行わせ、協議が不成立の場合等には、最終的には都道府県知事が、裁定により、その者が特定利用権により利用できるようにします。

#### 利用集積

市町村

特定農業法人

農地保有  
合理化法人

農地利用集積  
円滑化団体

担い手農家等

○裁定に定められた権利の始期から、利用の開始が可能

- ・申請者が遊休農地の占有を始めたときは、登記がなくても、第三者に対抗可能
- ・農地保有合理化法人などは、その農地を貸付可能

左記または、地域の農業委員まで、農業委員会への質問やご相談は、

浜中町農業委員会

☎六五二二二九（直通）